

令和2年12月24日
大臣官房官庁営繕部
設備・環境課

国等の建築物で雨水利用着実に進展！ ～令和元年度、雨水利用施設の設置率100%～

国土交通省では、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における雨水利用施設の設置に関する目標の達成状況を調査し、取りまとめました。

令和元年度における雨水利用施設の設置率は100%でした。

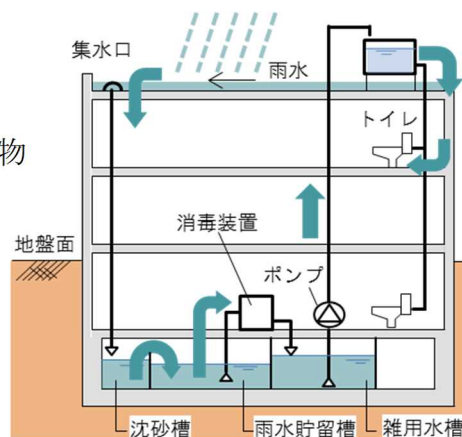
雨水の利用の推進

国及び独立行政法人等は、「雨水の利用の推進に関する法律」に基づき、水資源の有効な利用や下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制を目的として、雨水を利用するための施設を備えた建築物の整備を進めています。建築物内に一時的に貯留された雨水は、水洗便所の洗浄水、植栽への散水等に利用されます。

目標

雨水の利用の推進に向けて、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合の目標が以下のとおり定められています。

国及び独立行政法人等は、建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの雨水の利用のための施設を設置する。ただし、自らの雨水の利用のための施設の設定が困難又は不適当な建築物は除く。



雨水利用施設のイメージ

令和元年度における目標の達成状況

▶ 目標の対象となる建築物	10棟
▶ 目標の対象となる建築物のうち、雨水利用施設を設置した建築物	10棟
▶ 目標の達成状況	100% (10棟 / 10棟)

国及び独立行政法人等における雨水の利用のための施設の設定に関する目標の達成状況については、国土交通省ホームページをご参照ください。 <http://www.mlit.go.jp/common/001379690.pdf>

＜お問い合わせ先＞国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課

設備防災・安全対策官 柳 (内線 23742) 設備技術調整係長 小野垣 (内線 23735)

(代表) 03-5253-8111 (直通) 03-5253-8245 (FAX) 03-5253-1544